

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成23年度 1月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、余寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、1月締めのお受付台数は12,336台で本年度累計は116,321台、前年度同月比104.2%、前年度累計比107.2%となりました。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 特定行政庁の指導事項について

堺市より「要是正の指摘」で、定期検査報告書(第一面)、(第二面)の【改善予定の有無】欄で「無」と報告されたものについては、何故、改善予定・計画が立てれないのか理由を明確にするようにとの指導がありました。又、報告方法として、定期検査報告書(第二面)の「備考欄」を使用、若しくは、別途、報告書を作成して、報告するようにとの指導がありましたので周知方よろしくお願いいたします。

2. 地震時等管制運転装置 (概要)

1) 設置が不要となるエレベーター

- ・乗用エレベーター(人荷用を含む。)、寝台用エレベーターで昇降行程が7m以下のもの
- ・荷物用エレベーター、自動車用エレベーターでかご内に操作盤が無く人が乗らないもの
- ・段差解消機、いす式階段昇降機

2) 地震時等管制運転装置の内容

- ・P波及びS波管制運転、かご内へ運転情報の表示、予備電源の設置
- P波を感知したらエレベーターを最寄階に停止させ乗客を退避させる。最寄階に停止後、「低」設定のS波感知器が作動していない場合はその後平常運転に復帰する。
- ・P波感知後停止までの時間は10秒以内とする。停止後は自動的に乗場戸とかご戸を開き、かご内の乗客が乗場側へ退出できるようにする。
- ・建物の床部分に数階床にわたって連続してエレベーターの乗場出入口がなく、最寄階までの走行距離が長く、停止可能な時間が10秒を超える場合は、30秒以内に最寄階又は非常着床用出入口に停止できるように、非常着床用出入口を設置しなければならない。ただし、乗場戸や非常着床用出入口間の最大距離は42m以下とする。

3) 地震時等管制運転装置が既存不適格となる条件 (概要)

- ① 鉛直方向に $0.025 \sim 0.1m/s \times s(2.5 \sim 10gal)$ 又は水平方向に生じる $3.0m/s \times s(300gal)$ 以下の加速度を検知できない。
- ② かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ、かごの戸を開き、又はかご内から開くことができる。→ これらの機能がない。
- ③ 自家発電設備又は停電時自動着床装置を設置していない。
- ④ かご内へ運転情報の表示装置がない。

4) 既存不適格項目における特記事項欄への記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等
2(10)	地震時等管制運転装置	加速度を検知する部分の取付けの状況等	地震時等管制運転装置の未設置	現行法に合わせた地震時等管制運転装置の取付け

以上